

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	【規則】	危機管理課	目次	
○ 知事の職務代理者を指定する規則の一部を改正する規則		人事課		
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則		住宅課		
○ 岡山県副知事の主として担当する事項 （県例規集登載）	【訓令】	行政改革推進室		
○ 県漁港施設の指定	【告示】	水産課		
○ 港湾施設の指定の一部改正		港湾課		
○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正		住宅課		
○ 道路の区域変更	（以上県例規集登載）	道路整備課		
○ 道路の供用開始		〃		
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定徴収事務の委託	【公告】	警察本部会計課		
			目次	担当課（室）
○ 落札者等の決定				デジタル推進課
○ 土地改良区役員の退任届				耕地課
○ 公共測量の実施				監理課
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了				建築指導課
○ 〃				〃
○ 一般競争入札の実施				用度課
○ 〃				警察本部会計課
【選挙管理委員会】				選挙管理委員会
○ 政治団体の名称等の公表				〃
○ 政治団体の代表者等の異動				〃
○ 政治団体の解散				〃
○ 資金管理団体の名称等の公表				岡山県市町村職員共済組合
【岡山県市町村職員共済組合】				
○ 令和六年度決算の要旨				

◎岡山県規則第五十号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三危機管理課の部3の項5中「第49条」を「第49条第1項」に改め、同項21中「第86条の9第2項」を「第86条の9第3項」に改め、同項22中「第86条の9第3項」を「第86条の9第4項」に改め、同項23中「第86条の9第4項」を「第86条の9第6項」に改め、同項24中「第86条の9第9項」を「第86条の9第12項」に改め、同項25中「第86条の9第12項」を「第86条の9第16項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

◎岡山県規則第五十一号

知事の職務代理者を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

知事の職務代理者を指定する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を指定する規則（令和三年岡山県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「上坊 勝則」を「尾崎 祐子」に改める。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する

別表第三住宅課の部11の項に次のように加える。

[illegible]

附
則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

◎岡山県訓令第6号

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。庁中一般
令和七年六月二十七日出先機関

岡山県知事 伊原木 隆 太
岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担 当 事 項
笠原副知事	危機管理課及び消防保安課並びに総合政策局、環境文化部、産業労働部及び土木部に関する事項
尾崎副知事	総務部、県民生活部、保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部及び出納局に関する事項

附 則

- (施行期日)
- 1 この訓令は、令和七年七月一日から施行する。
- (関係訓令の廃止)
- 2 岡山県副知事の主として担当する事項(令和六年岡山県訓令第2号)は、廃止する。

◎岡山県告示第三百二十九号

岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）第十二条第一項の規定による県漁港施設を次のように指定し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日
岡山県知事 伊 原 木 隆 太

漁港名	施設名称	位置又は区域	数量
呼松漁港	小型船舶係留施設	倉敷市呼松二丁目一一五〇番地先	三・二・〇メートル

◎岡山県告示第三百三十号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、
令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表宇野港の項中

先	玉野市玉一丁目二八七〇番四一 地先及び同宇野四丁目一番二二八地	六三九メートル
---	------------------------------------	---------

を

玉野市玉一丁目二八七〇番四一
地先及び同宇野四丁目一番二二八地

六三九メートル

に改め、同表水島港

玉野市向日比二丁目三番地先

四四二メートル

の項中

倉敷市玉島乙島字新湊八二三〇番
三地先

五〇四・五メートル

を

倉敷市玉島乙島字新湊八二三〇番
三地先

五〇四・五メートル

に改め、同表牛窓港

倉敷市南畝一丁目一番地先

四八五・〇メートル

の項中

先 瀬戸内市牛窓町牛窓三〇二二番地

三二メートル

を

小型船舶
係留施設

先 瀬戸内市牛窓町牛窓三〇二二番地

三二メートル

に改める。

瀬戸内市牛窓町鹿忍一三〇番二九
地先

一五一メートル

瀬戸内市牛窓町牛窓二九八一番地
地先

四〇メートル

◎岡山県告示第百三十一号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。
令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表土木部の部住宅課の項中49を51とし、46から48までを二ずつ繰り下げ、同項45の次に次のように加える。

46	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号） 附則第3条第2項	支援業務の種別の変更の認可	30日				
47	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条第4項	残置物処理等業務規程の認可	30日				

附 則
この告示は、令和七年七月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 芳井油木線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市芳井町西三原字開田上八二番八地 先から 井原市芳井町西三原字上田九一番一地先 まで	新	五・八 一七・〇	一六七・七
井原市芳井町西三原字開田上八二番八地 先から 井原市芳井町西三原字上田九一番一地先 まで	旧	四・〇 一二・〇	一六七・七

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一七九号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市江見字丹花地藏ノ西四八六番一地 先から 美作市川北字高本溝ノ上屋敷一六八一番 一地先まで	新	一三・五 二一・三	九三・八
美作市江見字丹花地藏ノ西四八六番一地 先から 美作市川北字高本溝ノ上屋敷一六八一番 一地先まで	旧	九・四 一四・六	九三・八

◎岡山県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	芳井油木線	井原市芳井町西三原字開田上八二番八地先から井原市芳井町西三原字上田九一番一地先まで	令和七年六月二十七日

倉敷市福江字山王五三二番一地从先から 倉敷市広江七丁目一七九八番二地先まで	区間
一六八〇・〇	延長（m）
上り線	指定の部分

◎岡山県告示第三百三十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
岡山県内の各自動車教習所における手数料に係る徴収の事務
- 二 委託した収入の種類
岡山県内の各自動車教習所において徴収する手数料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
一般財団法人岡山県交通安全協会	岡山市北区御津中山四四四番地三
ウエストジャパン興業株式会社	岡山市中区清水四一八
株式会社モトヤエデュケイツ	倉敷市中島二二三六一〇〇
株式会社大和	兵庫県姫路市書写二〇八一―三
株式会社岡山自動車教習所	岡山市中区土田三二〇
株式会社クラブウッドライビングスクール	倉敷市北浜町六番一号
株式会社NHファシリティーズ	千葉県市原市八幡海岸通一
株式会社旭東自動車教習所	瀬戸内市邑久町豆田一〇八三番地
株式会社SIGNAL BLUE	高梁市正宗町一九〇五
学校法人津山基督教学園	津山市沼一二四
株式会社勝英自動車学校	勝田郡勝央町平一二二七番地の六
株式会社稲荷自動車教習所	岡山市北区小山五四四
株式会社新見自動車教習所	新見市西方二九二九番地の二
株式会社総社自動車教習所	総社市秦五六九
株式会社岡山ももたろう自動車学校	岡山市北区野殿東町三番二五号

四 委託を受けた事務を行う場所

自動車教習所の名称	自動車教習所の所在地
岡山自動車学校	岡山市中区円山六四六
備前自動車備前教習所	岡山市北区野殿東町三番二五号
倉敷自動車学校	倉敷市中庄一八二二
倉敷自動車教習所	倉敷市中島二三六一〇〇
大和自動車教習所	岡山市中区海吉一四二四
備前自動車岡山教習所	岡山市中区清水四一八
岡山自動車教習所	岡山市中区土田三二〇
クラブウドライビングスクール	倉敷市北浜町六番一号
玉野自動車教習所	玉野市用吉一六九七番地の一
旭東自動車教習所	瀬戸内市邑久町豆田一〇八三番地
高梁自動車学校	高梁市高倉町田井一四六七番地の五
沼自動車学校	津山市沼一二一
勝英自動車学校	勝田郡勝央町平一二二七番地の六
笠岡自動車学校	笠岡市十番町一番二
津山自動車学校	津山市林田六二五
稲荷自動車教習所	岡山市北区小山五四四
真庭自動車学校	真庭市目木一四四七番地
新見自動車教習所	新見市西方二九二九番地の二
倉敷マスカット自動車学校	倉敷市松島一一〇九
新倉敷自動車学校	倉敷市玉島勇崎一一四一
岡山もたろう自動車学校	岡山市北区野殿東町三番二五号

五
委託の期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

倉敷マスカット大型自動車学校	倉敷市松島一〇九
備前自動車教習所	備前市大内九四六番地

〔二八五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定し
た。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名及び予定数量

マイクロソフト社製オフィスソフトウェアライセンス調達 一〇、一四〇式

二 契約期間

令和七年七月一日から令和九年六月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年六月十一日

五 落札者の名称及び所在地

株式会社大塚商会広島支店

広島県広島市中区袋町四―二五

六 落札金額

(1) 単価八一九円（うち消費税額及び地方消費税の額七四円）

(2) 単価五九、九二八円（うち消費税額及び地方消費税の額五、四四八円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年五月二日

〔三八六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。
令和七年六月二十七日

一	土地改良区の名称	岡山県知事	伊原木	隆	太
	吉井川下流土地改良区				
二	退任役員				
	退任役員	住	所		
	氏名				
	武久 顕也	瀬戸内市邑久町庄田一一六四			
				理事の別	理事監

〔二八七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	鳥取県八頭郡智頭町、美作市及び勝田郡奈義町地内
測量の種類	公共測量（航空レーザ測量）
測量期間	令和七年六月一日から同年十一月二十八日まで

〔二八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字オノ神一―二三〇番八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目三二番地二ヴィエント三〇五

高田 陽平

三 許可年月日及び許可番号

令和七年二月十七日岡山県指令建指第三八六号

〔二八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延西三六一番一、三六三番、三六四番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿一六三三番地一

渡邊 一郎

三 許可年月日及び許可番号

令和七年二月十日岡山県指令建指第三八〇号

「二六〇」並びに競入に係る決定の運用を定める細則について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
3DX線頭微鏡 1式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び機器規格仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和8年2月27日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226－7538

(2) 申請期限

令和7年7月17日 (木) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226－7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年6月27日 (金) から同年7月28日 (月) まで (岡山県の休日を定める
条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、
交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ約100グ
ラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」とい
う。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月6日 (水) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和7年8月5日 (火) 17時を受領期
限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室
ただし、郵送等による場合にあつては、(1) の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出
を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書
で指定する添付書類を令和7年7月28日 (月) 17時までに、4 (1) の場所に提出 (郵送
等によるものを含む。) しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた
場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
3D X-Ray Microscope 1 Unit
- (2) Delivery date :
By 27 February (Friday) , 2026
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 6 August (Wednesday) , 2025
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7540

「一九九一」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
岡山県警察ネットワーク端末の借入れ 493組
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及びネットワーク端末借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間
令和8年2月1日から令和13年1月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7538

(2) 申請期限

令和7年8月5日（火） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年6月27日（金）から同年8月18日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ140グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和7年8月27日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和7年8月28日（木） 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和7年8月1日（金）までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和7年8月18日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Network terminal 493 sets

(2) Lease period :
From 1 February, 2026 through 31 January, 2031

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 27 August, 2025

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan
TEL 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和七年六月二十七日

岡山県選挙管理委員会 委員長

大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

降魔信行後援会

花田凌亮

降魔信行

小田郡矢掛町小林三二五―三

令和七・五・二

次のステージへ

難波ちなみ

坂本祐志

瀬戸内市邑久町本庄二〇八八―五

〃 〃 〃 五・一九

矢掛ゆめキャットの会

竹内常夫

川上生栄

小田郡矢掛町小林三二五―一

〃 〃 〃 五・七

山本良通後援会

山本良通

山本良通

浅口市金光町八重二三一―二

〃 〃 〃 五・九

◎岡山県選管告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和七年六月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

くにともさよサポーター 國友 彩葉 代表者の氏名

ズ 國友 彩葉 代表者の氏名

黒石健太郎後援会

〃 〃 〃

多賀紀代子後援会

津村啓介後援会

広田均後援会

松本よしとか後援会

新

國友 彩葉

國友 彩葉

瀬戸内市邑久町本庄二〇八八―五

松井 修一

井原市芳井町宇戸川四〇五

難波 ちなみ

廣田 均

松尾 博文

旧

喜多 雅一

喜多 雅一

岡山市中区海吉一二六四―四

羽場 頼三郎

井原市芳井町築瀬六四五

津村 啓介

鳴坂 進

高田 理恵

異動年月日

令和七・五・一

令和七・五・一

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

令和六・一二・二〇

◎岡山県選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和七年六月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長
大林裕一

一	政党の支部	
	政治団体の名称	代表者の氏名
	国民民主党岡山県第1区総支部	川合孝典
二	その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	
	政治団体の名称	代表者の氏名
	こみなみ源二後援会	古南源二
	土屋将後援会	土屋将
	みむら友男後援会	高田正弘
	森岡さと子後援会	黒田正治
		解散年月日
		令和七・三・三一
		令和七・四・三〇
		令和七・四・二四
		令和六・五・七
		令和六・四・三〇

◎岡山県選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
令和七年六月二十七日

岡山県選挙管理委員会		大 林 裕 一	
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名		指定年月日	
公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	
参議院議員	くにともさよサポーターズ	岡山市北区京町一三―五高田ビル一階	
瀬戸内市議会議員	広田均後援会	瀬戸内市牛窓町鹿忍七三一四―一	
廣田 均	國友 彩 葉	令和七・五・一五・一九	

◎岡山県市町村職員共済組合公告第七七八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和六年度決算の要旨を公告する。

令和七年六月二十七日

岡山県市町村職員共済組合理事長

大 舌

勲

令和7年6月27日 岡山県公報 第12713号

1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務	計
15	10	2	41	68

※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。

2 組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年度累計額等

組合員種別	一般組合員		短期組合員	市町村長 組合員	特定消防 組合員	長期 組合員	後期高齢者等 短期組合員	市町村長 長期組合員	船員一般 組合員	船員短期 組合員	任意継続 組合員	計	第三号厚生 年金被保険者
	一般職	特別職											
組 合 員 数 (人)	16,598	72	8,146	25	2,332	2	71	2	7	4	529	27,788	19,001
長期標準報酬の月額 (千円)	6,469,278	44,670	-	15,980	950,420	1,210	-	1,300	2,680	-	-	7,485,538	7,465,078
長期平均標準報酬の月額 (円)	389,763	620,416	-	639,200	407,555	605,000	-	650,000	382,857	-	-	393,189	392,878
長期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	26,609,511	195,753	-	70,089	3,744,476	5,308	-	5,888	10,564	-	-	30,641,589	30,570,617
短期標準報酬の月額 (千円)	6,570,888	51,660	1,556,012	20,170	950,450	1,950	12,766	1,530	2,680	910	121,194	9,290,210	-
短期平均標準報酬の月額 (円)	395,884	717,500	191,015	806,800	407,568	975,000	179,802	765,000	382,857	227,500	229,100	334,324	-
短期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	26,673,496	224,527	5,540,417	90,648	3,744,476	6,163	32,905	7,247	10,564	3,946	-	36,334,389	-

3 組合の職員数

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	2 1 人	3 人	0 人	2 人	1 人	2 7 人

4 各経理単位別収支状況

短期経理	
(収 入)	千円
短期負担金	6,885,137
介護負担金	834,620
短期掛金(任継掛金を含む)	6,920,925
介護掛金(任継掛金を含む)	845,559
連 合 会 交 付 金	733,443
雑 収 入	304
補 助 金	0
利息及び配当金	3,309
賠償金	3,830
前年度繰越支払準備金	1,336,416
計	17,563,543
(支 出)	千円
保 健 給 付	7,928,062
休 業 給 付	765,346
災 害 給 付	660
附 加 給 付	35,372
退職者給付拠出金	14
前期高齢者納付金	1,677,968
後期高齢者支援金	3,187,648
病床転換支援金	2
介護納付金	1,675,676
流行初期医療確保拠出金	0
一部負担金払戻金	116,697
連 合 会 払 込 金	186,902
連 合 会 拠 出 金	861,279
業務経理へ繰入	32,814
任継掛金還付金	11,615
次年度繰越支払準備金	1,369,853
前期損益修正損	0
計	17,849,908
差引当期損失金	286,365
前年度末利益剰余金	2,464,183
次年度繰越利益剰余金	2,177,818

厚生年金保険経理	
(収 入)	千円
負担金	15,661,419
[標準報酬の月額分]	(7,938,107)
[標準期末手当等分]	(2,769,555)
[公的負担金]	(3,975,615)
[追加費用]	(978,142)
組合員保険料	10,706,679
[標準報酬の月額分]	(7,937,007)
[標準期末手当等分]	(2,769,672)
計	26,368,098
(支 出)	千円
負担金払込金	15,661,419
組合員保険料払込金	10,706,679
計	26,368,098

退職等年金経理	
(収 入)	千円
負担金	879,751
[標準報酬の月額分]	(652,150)
[標準期末手当等分]	(227,601)
掛 金	879,739
[標準報酬の月額分]	(652,168)
[標準期末手当等分]	(227,571)
計	1,759,490
(支 出)	千円
負担金払込金	879,751
掛 金 払 込 金	879,739
計	1,759,490

経過の長期経理	
(収 入)	千円
負担金	125,936
[標準報酬の月額分]	(8,467)
[標準期末手当等分]	(2,901)
[追加費用]	(113,242)
[旧恩給組合条例給付に係る払込金]	(1,326)
計	125,936
(支 出)	千円
負担金払込金	125,936
計	125,936

令和7年6月27日 岡山県公報 第12713号

退職等年金預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	9,452
計	9,452
(支出)	千円
支払利息	9,452
計	9,452

経過の長期預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	0
計	0
(支出)	千円
支払利息	0
計	0

業 務 経 理	
(収入)	千円
負担金	235,558
連合会交付金	98,225
利息及び配当金	328
短期経理より繰入	32,814
雑収入	21
補助金	3,793
計	370,739
(支出)	千円
役員給与	146,003
旅費・事務費	21,322
委託費	20,154
貸借料	28,941
普及費	14,890
負担金	22,330
消費税	6,972
連合会分担金	13,560
事務費負担金払込金	104,235
減価償却費	501
その他の支出	1,416
計	380,324
差引当期損失金	9,585
前年度末利益剰余金	496,962
次年度繰越利益剰余金	487,377

保 健 経 理	
(収入)	千円
負担金	289,398
[標準報酬の月額分]	(213,373)
[標準期末手当等分]	(72,045)
[特定健診等負担金]	(3,980)
掛金	291,356
[標準報酬の月額分]	(213,376)
[標準期末手当等分]	(72,046)
[任意継続組合員分]	(5,934)
保険手数料	28,633
連合会交付金	0
利息及び配当金	473
雑益	4,955
計	614,815
(支出)	千円
役員給与	17,634
厚生費	553,283
特定健康診査等費	35,576
[特定健康診査費]	(7,238)
[特定保健指導費]	(28,338)
旅費・事務費	4,497
委託費	13,264
貸借料	3,622
普及費・調査研究費	2,418
負担金	3,141
消費税	3,857
連合会分担金	3,925
宿泊経理へ繰入	204,327
減価償却その他の支出	154
計	845,698
差引当期損失金	230,883
前年度末利益剰余金	614,895
次年度繰越利益剰余金	384,012

令和7年6月27日 岡山県公報 第12713号

宿 泊 経 理	
(収 入)	千円
施 設 収 入	278,082
商 品 売 上	5,758
賃 貸 料	27,823
利 息 及 び 配 当 金	1,016
貸 倒 引 当 金 戻 入	384
保 健 経 理 より 繰 入	204,327
償 還 差 益	0
計	517,390
(支 出)	千円
旅 費 ・ 事 務 費	2,389
商 品 仕 入	5,284
事 業 用 消 耗 品 費	22,509
飲 食 材 料 費	59,970
委 託 費	131,262
委 託 管 理 費	59,475
光 熱 水 料	29,769
修 繕 費	95,869
洗 濯 費	8,444
賃 借 料	6,879
普 及 費	8,298
負 担 金	12,265
消 費 税	5,437
保 険 料	809
被 服 費	154
減価償却費・固定資産除却損	51,842
貸 倒 引 当 金 繰 入	335
そ の 他 の 支 出	35
計	501,025
差 引 当 期 利 益 金	16,365
前 年 度 末 利 益 剰 余 金	167,102
次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	183,467

貯 金 経 理	
(収 入)	千円
利 息 及 び 配 当 金	771,578
有 価 証 券 売 却 益	1,125
償 還 差 益	1,636
計	774,339
(支 出)	千円
職 員 給 与	8,707
旅 費 ・ 事 務 費	3,532
賃 借 料	2,437
普 及 費	2,071
負 担 金	1,521
消 費 税	671
支 払 利 息	597,206
そ の 他 の 支 出	409
計	616,554
差 引 当 期 利 益 金	157,785
前 年 度 末 利 益 剰 余 金	4,164,147
次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	4,321,932

貸 付 経 理	
(収 入)	千円
組 合 員 貸 付 金 利 息	13,543
連 合 会 交 付 金	58
利 息 及 び 配 当 金	76
計	13,677
(支 出)	千円
職 員 給 与	3,757
旅 費 ・ 事 務 費	2,150
委 託 費	349
賃 借 料	1,185
負 担 金	592
普 及 費	1,894
消 費 税	477
支 払 利 息	9,427
連 合 会 払 込 金	0
そ の 他 の 支 出	66
計	19,897
差 引 当 期 損 失 金	6,220
前 年 度 末 利 益 剰 余 金	223,394
次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	217,174